

厚生労働省群馬労働局発表
令和6年1月16日

担	【照会先】 雇用環境・均等室
	室長 奥町 由美子
	監理官 中野 直美
当	(電話) 027-896-4739

報道関係者 各位

令和5年度第2回 群馬働き方改革推進会議 を開催します

～ 中小企業・小規模事業者に対する支援の連携 ～

群馬労働局（局長 加藤 博人）は、群馬県と共同で群馬県内における生産性の向上、適切な価格転嫁等を通じた賃金引上げ等の機運を醸成するため、地方版政労使会議である「群馬働き方改革推進会議」を開催します。

- 日 時：令和6年2月8日（木）午前10時00分～午前11時50分
- 場 所：群馬県市町村会館 大会議室
前橋市元総社町 335-8
- 議 題：・「賃金引上げ」に向けた取組
・「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境づくりに向けた取組
についての説明、意見交換
- 構成団体：別紙のとおり

※取材の希望は、事前に右上の照会先（群馬労働局雇用環境・均等室）まで、連絡をお願いします。

※撮影は、会議の冒頭のみとなります。

地方版政労使会議

各都道府県の労働局と地方公共団体に加え、事業主団体、労働者団体その他の関係者により構成される会議で、地域の実情に応じ、働き方改革などの雇用対策をテーマに開催している。

群馬労働局では、群馬県における働き方改革の推進のため、令和2年度より群馬県と共同で「群馬働き方改革推進会議」を新たに設置し、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（以下「労推法」という。）第10条の3に基づく協議会としても位置付けられている。現在まで年1回程度開催している。

労推法第10条の3（抄）

国は・・・中小企業における取組が円滑に進むよう、地方公共団体、中小企業者を構成員とする団体その他の事業主団体、労働者団体その他の関係者により構成される協議会の設置その他のこれらの者の間の連携体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

群馬働き方改革推進会議 設置要綱（抄）

1 目的

少子高齢化・人口減少等が進む中、群馬県が活力を維持・発展していくためには、労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、法定労働条件の履行確保を前提とした上で、個々の企業において、所定労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、同一労働同一賃金などの非正規雇用の処遇改善、適正な労働条件の下でのテレワークの普及などの「働き方改革」を推進していくことが求められている。これら施策の実施に関しては、特に中小企業・小規模事業者の取組が円滑に進むことが重要である。

このため、働き方改革関連法が施行される中、群馬県においても9割以上を占める中小企業・小規模事業者への支援策等について、国、県、労使団体、金融機関、関係機関・関係団体と情報共有・意見交換を行うことにより、必要な取組を横断的に連携して実施することを目的とする。

群馬働き方改革推進会議 構成団体名簿

区 分	団体名
使用者団体	一般社団法人群馬県経営者協会
	群馬県中小企業団体中央会
	一般社団法人群馬県商工会議所連合会
	群馬県商工会連合会
	群馬中小企業家同友会
労働団体	日本労働組合総連合会・群馬県連合会
金融機関	一般社団法人群馬県銀行協会
	一般社団法人群馬県信用金庫協会
	一般社団法人群馬県信用組合協会
関係機関 関係団体	群馬県社会保険労務士会
	関東信越税理士会群馬県支部連合会
	一般社団法人群馬県中小企業診断士協会
	公益財団群馬県産業支援機構
	独立行政法人労働者健康安全機構 群馬産業保健総合支援センター
	群馬働き方改革推進支援センター
行政機関	群馬労働局
	群馬県 産業経済部
	関東経済産業局